

# 東松山市放射性物質除染方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質の飛散は関東地方を含む広範囲にまで広がっております。

国の原子力災害対策本部において、平成23年8月26日に決定した「除染に関する緊急実施基本方針について」では、除染の進め方の「基本的考え方」が示されるとともに、「線量の水準に応じた地域別の対応」が示されました。

東松山市では、国の基本方針に基づき、市民の不安を解消し、市民の皆さまの安全・安心を確保する対策として、本市の基本的な考え方を示すものです。

## 1. 方針の取扱い

「除染に関する緊急実施基本方針について」は、関連法案の成立までの緊急措置であることに鑑み、当市においても本方針を暫定的に取り扱うこととし、国、県、地域住民と連携しながら対策を進めるものとします。

## 2. 方針の内容

### (1) 対策目標値

「除染に関する緊急実施基本方針について」では除染実施における暫定目標値を、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の「基本的な考え方」を踏まえ、緊急的被ばく状況にある地域を段階的に縮小するとともに、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標とするとされています。

また、追加被ばく線量がおおむね年間1ミリシーベルト以下の地域については、基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではないとしています。

このことから、東松山市においては、子どもの生活圏における追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを下回ることを目指し、1時間当たりの空間放射線量を0.23マイクロシーベルト以下とすることを目標値として、対策を推進します。

### (2) 対策優先順位の考え方

現状の把握及び対策目標値を超える地点の除染については、子どもが多く利用する施設・場所に重点を置いて、次のとおり優先順位を設定し、施設管理者等と協力して対策を実施します。

#### ①優先して対策を実施する施設

子どもが多く、かつ長時間利用する保育園、幼稚園、小学校、中学校、公園等について、調査を実施し、必要に応じた対策を講じます。

#### ②引き続き対策を実施する施設

①で掲げた施設以外のその他公共施設等についても、調査を実施し、段階的に対策を講じます。

### (3) 除染の実施

除染作業は次の点に留意して実施するものとします。

#### ①詳細調査の実施

子どもが多く、かつ長時間利用する「優先して対策を実施する施設」では、地上 5cm、地上 50cm 及び地上 100cm、その他公共施設では、地上 50cm 及び地上 100cm の空間放射線量の測定を、施設内の複数地点において施設管理者等が行います。

#### ②除染の要否の判断

施設管理者等は、詳細調査の結果を基に、対策目標値を超えた場合は、測定の手引きに基づいて、汚染箇所の形状、広さ、人が近づく頻度等を勘案して、総合的に除染の内容を判断します。

#### ③除染の実施

施設管理者等は、原子力災害対策本部において、平成 23 年 8 月 26 日に決定した「市町村による除染実施ガイドライン」により、主に次の方法により除染を実施します。

ア. 放射線量の高い土壌については、表層を削りとり、撤去します。

イ. 雨樋下や側溝、排水溝入口などに堆積している土砂を収集し、撤去します。

ウ. 除草、芝刈り、落ち葉等の清掃を行います。

エ. 上記の除染作業が困難な箇所については、立入制限の措置をとることにします。

オ. 除染作業の終了後、その効果を確認するための放射線量調査を行います。

その後も定期的にモニタリング調査を行います。

#### ④仮置場の設置

施設管理者等は、原則として、除染を行った各施設等の用地内に、汚染土壌等の仮置場を確保し、「市町村による除染実施ガイドライン」に沿って、適切に管理するものとします。

### 3. 市民への支援

市民から要望があった場合は、市職員による測定を行い、身近な生活空間における放射性物質による汚染を除去するための簡易的な方法を示した「生活空間におけるホットスポットの対応に係る手引き」を配布するなど、除染のアドバイスを併せて行います。

### 4. 実施状況の公表

本方針に基づく、放射線量の測定結果、除染作業の実施状況については、広報紙、ホームページ等により随時公表します。

◎追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方

(環境省「第1回安全評価検討会・環境回復検討会 合同検討会」資料より抜粋)

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、1時間当たりの空間線量率に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトにあたる。その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

①事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルト(文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」(平成23年8月26日))であり、これを一時間当たりに換算(24時間×365日で割る)した数値

②追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

※毎時0.19マイクロシーベルト × (8時間+0.4×16時間) × 365日  
=年間1ミリシーベルト

③航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、

$0.19 + 0.04 = \underline{\text{毎時 } 0.23 \text{ マイクロシーベルト}}$

が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。

※通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない

※航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている